
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱いの再提案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱いについて、第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）及び第 194 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 31 日開催）（以下合わせて「第 495 回企業会計基準委員会等」という。）で聞かれた意見を踏まえた ASBJ 事務局の分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. これまでの審議の経緯

2. 第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）（以下合わせて「第 494 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関し、原則として IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れ、関連する次の論点については別途検討を行うことを提案していた。

(1) 貸付金に関する手数料の取扱い

(2) 償却原価の償却方法

3. 前項(1)に関して、第 495 回企業会計基準委員会等では次の事項を提案していた。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第 9 号の取扱いを原則として取り入れる。● ただし、以下を条件として、IFRS 第 9 号において実効金利の不可分の一部とされる手数料であっても実効金利に含めず、収益認識会計基準等¹に準じて、 |
|---|

¹ 本資料では、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を合わせて「収益認識会計基準等」と記載

手数料に対応する役務を別個の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識することができることとする（以下「第1のオプション」という。）。

(1) 特定の役務に対する手数料であることが明確である。（以下「条件(1)」という。）

(2) 手数料の料金設定が対応する役務との関係で合理的である。（以下「条件(2)」という。）

(3) 手数料が対応する貸付金の金利水準を調整するものではない。（以下「条件(3)」という。）

- さらに、契約当初に提供する特定の役務に対することが明確である手数料を契約当初に受け取るが、上記(2)又は(3)を満たさない場合、当該手数料を実効金利の調整には含めず、貸付金の会計処理とは区分して、当該手数料を同種の契約とグルーピングして予想存続期間にわたり級数法等の合理的な方法により認識することができることとする（以下「第2のオプション」という。）。

4. 本資料では、第495回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、ステップ2を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱いに関する事務局の分析及び再提案をお示しする。

III. 第495回企業会計基準委員会等で聞かれた主な意見

5. 第1のオプション及び第2のオプションに関して、第495回企業会計基準委員会等で聞かれた主な意見は次のとおりである。

第1のオプションに関して

- 特定の役務に対応することが明確である手数料については、収益認識会計基準等に準じて会計処理を行うとする事務局提案に同意する。
- 条件(1)と条件(2)が同時に充足する場合には、条件(3)が充足することは自明とも考えられる。
- 事務局提案のオプションは、国際的な会計基準とは異なる取扱いを定めるものであるため、国際的に説明可能とするにはそれなりにハードルがあると考えられる。

- 事務局提案の条件は原則的なものであり、どの類型の手数料が条件を充足するかも含めて具体的に整理することが必要ではないか。
- 契約書の記載は様々であり、手数料の具体的な性質が明らかではないケースもあるため、事務局提案の条件を疎明することが困難な場合があると考ええる。

第2のオプションに関して

- 実効金利法と償却原価は密接に関連していることを踏まえると、条件(2)や条件(3)が説明できない手数料まで実効金利に含めないことにする必要があるかについては利用者として疑問に思う。
- 手数料を実効金利に含めるか又は手数料を実効金利に含めず貸付金の会計処理と区分して取り扱うかどうかについては、重要性も踏まえた実務対応の範疇の話と考えられる。そのため、会計基準で定めるのではなく、教育文書等に記載することが望ましいと考える。

IV. ASBJ 事務局の分析

(第1のオプションについての検討)

6. 第1のオプションに関して、事務局では、第495回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、第1のオプションにおける条件を明確化することを目的として、より具体的な条件の設定及び手数料の具体的な類型化について検討を行った。
7. 当該オプションは、IFRS第9号及び米国会計基準とは異なる取扱いであることから、事務局では我が国における貸付金の一般的な契約書ひな型のレビューや銀行等金融機関における各種手数料等の公表情報を中心に分析を行い、第495回企業会計基準委員会等で提示した第1のオプションにおける各条件を満たす可能性のある又は満たさない可能性のあるガイダンス(例示を含む。)の設定可否も含めた追加の検討を行った。
8. まず、条件(1)について「契約書において提供する役務の内容が詳細に記載されている。」といったガイダンスを検討したが、事務局が調査する限りにおいて、提供する役務に関して契約書に記載されている詳細さにはばらつきがあり、ガイダンスにおいてブライトラインを示すのは困難と考えられる。
9. 次に、条件(2)に関して「手数料の料金が市場における相場から大きく乖離していない。」といったガイダンスを検討したが、商品によっては、市場において手数料

に関する相場が必ずしも存在しない場合があると考えられる。また、「手数料の料金がコストに合理的な範囲のマージンを乗せて設定されている。」といったガイダンスも検討したが、手数料は役務に見合った対価として経済状況等の市場動向も踏まえて契約当事者間で合意されて決定されるため、マージン率がどこまで高い（低い）ことをもって合理的でないとするのかについて、ガイダンスにおいてブライトラインを示すのは困難と考えられる。

10. さらに、条件(3)に関して「金利水準が市場金利から大きく乖離していない。」といったガイダンスを検討したが、条件(1)と条件(2)が同時に充足する場合には条件(3)が充足することは自明と考えられるとの意見を踏まえて、条件(3)のガイダンスを詳細に検討するのではなく、条件(3)は条件(2)の考慮事項の1つとして整理することが考えられる。
11. 別の観点としては、仮に詳細なガイダンスを設けた場合には、それにより実務が拘束される可能性や、貸付金に関連する法規制や実務慣行等の変化が生じた場合に会計上の手当を適時に実施することが困難となる可能性があると考えられる。
12. 上述の検討を踏まえ、事務局としては、第1のオプションに関して詳細なガイダンスの提供は行うことは難しいと考えており、オプションについては前回の提案と同様に原則的な定めとしたうえで、オプションを適用する際に原則の趣旨を踏まえ事実と状況に応じて総合的に判断する方がより適切であると考えている。
13. 前項の方向性で進める場合、本資料第10項に記載のとおり、手数料が対応する貸付金の金利水準を調整するものではないとする条件(3)は、条件(2)の考慮事項の1つとすることにより、オプションの条件を条件(1)と条件(2)のみとすることが考えられる。ただし、条件(3)は以下の懸念への対処として提案していたものであることを踏まえ、条件(3)の考え方について結論の背景等に記載することが考えられる。

第495回企業会計基準委員会 審議事項(4)-2 第15項

また、支払方法の選択として、契約当初に貸手が手数料を受け取るかどうかにより金利が変わる商品を同時に販売しているケースが見受けられる。このようなケースについては、見方によっては、手数料を金利により調整しているとも受け取れる。その場合、契約当初に貸手が手数料を受け取っている場合にのみ区分処理することは合理的でないと考えられる。

(第2のオプションについての検討)

14. 第2のオプションに関連して、利用者からは条件(2)や条件(3)が説明できない手数料まで実効金利に含めないことにする必要があるかについては疑問があるとの意見が聞かれている。また、第2のオプションについては、重要性も踏まえた実務対応の範疇であり、教育文書等に記載することが望ましいとの意見が聞かれていた。
15. これらの意見を踏まえ、第2のオプションについては基準で定めず、教育文書に記載することが考えられる。

V. ASBJ事務局の再提案

16. 以上の事務局の分析を踏まえ、実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第9号の取扱いを原則として取り入れつつ、以下を条件として、手数料を実効金利に含めず、収益認識会計基準等に準じて、手数料に対応する役務を別個の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識することができるとしてはどうか。

(1) 特定の役務に対する手数料であることが明確である。

(2) 設定された手数料の料金に対応する役務との関係で合理的である。

また、「手数料に対応する貸付金の金利水準を調整するものではない」ことは(2)の考慮要素の1つであることについて、当該考慮要素の考え方と共に結論の背景等に記載することが考えられるがどうか。

17. 第495回企業会計基準委員会等で提案した第2のオプションについては基準で定めず、教育文書に記載することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

1. 本資料第16項及び第17項の事務局の再提案についてご意見を伺いたい。
2. 事務局の再提案を前提とした場合、第494回企業会計基準委員会等で提案した引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS第9号における償却原価の採用及び利率(実効金利の算定等)について原則としてIFRS第9号の定めを取り入れるとする方向で今後の検討を進めることについて、ご意見を伺いたい。

以上